江田島市人事行政の運営等の状況

(江田島市の給与・定員管理等について)

平成21年1月 江田島市総務課

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の採用状況(平成19年4月2日~20年4月1日)

(単位:人)

試験	職	種	受験者数		最終合格者数		採用者数			前年度 採用者			
区分	相权		男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	数	
	一般行政	一処行政	一般事務	2 9	1 9	4 8	1	2	3	1	2	3	1
高校 卒業		技 師	2	0	2	1	0	1	1	0	1	1	
程度	消防吏員		1 9	0	1 9	2	0	2	2	0	2	0	
		+	5 0	1 9	6 9	4	2	6	4	2	6	2	

(2) 職員の退職等の状況 (平成19年4月1日~20年3月31日)

(単位:人)

		(1 1 1 2 1) ()
区分	人 数	前年度人数
定年退職	2 8	1 0
勧奨退職	5	4
普通退職	2	2
分限免職		
懲戒免職		
失 職		
死亡退職	1	1
退職派遣		
計	3 6	1 7
再任用職員		

- (注) 1 定年退職:地方公務員法(以下「地公法」という。)第28条の2第1項の規定により離職 すること。また,地公法第28条の3第1項の規定により勤務が延長され,その後離職する場合も含まれる。
 - 2 勧奨退職等:任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勧奨を行い,これに応じて退職 すること。
 - 3 普通退職:自己都合により退職すること。
 - 4 失職:職員が法定の欠格条項(地公法第16条各号(第3号を除く)に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するもの)に該当し離職すること。
 - 5 再任用職員:定年退職者等で再任用された職員

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	分 分	職 [平成 19 年	到 数 平成 20 年	対前年度 増 減 数	主な増減理由
部 一般行政部門	議総税民衛 機商土 会務務生生産工木	4 8 9 2 2 1 0 7 2 5 2 0 6 2 9	4 8 3 2 1 1 0 7 2 1 1 8 6 2 6	- ▲ 6 ▲ 1 - ▲ 4 ▲ 2 - ▲ 3	退職者不補充 退職者不補充 ごみ処理施設業務の委託 退職者不補充 退職者不補充
	小 計	302	286	▲ 16 ()	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 100.76人 (類似団体の同職員数 76.62人)
特別行政部門	教 育 消 防	4 6 7 1	4 1 7 0	▲ 5 ▲ 1	退職者不補充退職者不補充
部門	小 計	117	111	▲ 6 ()	〈参考〉 人口 1 万人当たり職員数 39.11 人 (類似団体の同職員数 25.00 人)
公営企業等会計部門等	水 道 交 通 下水道 他	2 6 2 3 1 5 2 0	2 5 2 2 1 4 1 8	▲ 1 ▲ 1 ▲ 1 ▲ 2	退職者不補充 退職者不補充 退職者不補充 退職者不補充
部門等	小 計	8 4	7 9	▲ 5	
合	計	503	476	▲ 27 ()	

- (注) 1 職員数は一般職(教育長含む。)に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。
 - 2 () 内は、短時間勤務職員であり、外数。
- (4) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況
- ① 定員適正化目標(数·率)

平成17年4月1日現在の総職員数525人を,5年後の平成22年4月1日には,70人減の455人とする。(13.3%の純減)

② 定員適正化手法の概要

平成22年4月1日までの5年間の退職予定者数90人に対し、採用者数を20人程度に抑制することにより、70人の純減を図る。

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

項目	区分	H17年 計画前年	H18年 1年目	H19年 2年目	H20 年 3 年目	H21 年 4 年目	H22 年 5 年目	計	備考
	減員		▲8	▲ 10	▲ 29	▲ 24	▲ 19	▲ 90	
計画	増員		4	4	4	4	4	2 0	
pi m	差引		4 4	▲ 6	▲ 25	▲ 20	▲ 15	▲ 7 0	
	職員数	5 2 5	5 2 1	5 1 5	490	470	4 5 5		
実 績	職員数	5 2 5	5 1 6	5 0 3	4 7 6				

(注) 計画期間は、平成17年~平成22年の5年間。 減員は前年度退職者数、増員はその年度の採用者数、職員数はその年度当初の職員数。

(5) 地位別職員数の状況(一般行政職)

(単位:人)

区 分	職員数	男 性	女 性
部 長 級	1 0	1 0	0
課長級	4 5	4 2	3
主任主査級	3 7	2 0	1 7
係 長 級	2 7	2 2	5
その他	1 2 3	8 5	3 8
<u></u>	2 4 2	179	6 3

(注) 平成20年度給与実態調査における一般行政職の地位別職員数。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	備考
19 年度	20. 3. 31 28, 385 人	千円 15, 210, 710	千円 211, 176	千円 3,766,437	% 24. 8	
18 年度	19. 3. 31 29, 075 人	千円 14, 148, 438	千円 146, 944	千円 3,897,372	% 27. 5	

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数		給	与 費		1人当たり
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 (B/A)
20 年度	403 人	千円 1,620,351	千円 254, 203	千円 674, 099	千円 2,548,653	千円 6,324
19 年度	424 人	千円 1,723,823	千円 283, 919	千円 709, 608	千円 2,717,350	千円 6,409

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 給与費は当初予算に計上された額。

(3)職員の平均給料月額,平均給与月額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

	一般行政職						
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)			
江田島市	歳	円	円	円			
(人田岡川	44. 1	336, 100	384, 081	359, 974			
-	歳	円	円	円			
広島県	43.8	341, 616	415, 445	371, 288			
Ħ	歳	円	円	円			
玉	41. 1	325, 113	_	387, 506			
類似団体	共荒	# n n					
		明らかになった 	時点で更新します				

		技	能 職		
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	人数	備考
江田島市 (学校給食員)	歳 45.0	円 286, 400	円 301, 600	人 5	
国(技能職)	歳 48.9	円 284, 679	円 320, 623	4, 784	
民間(調理士)	歳 42.1	円 一	円 255, 500	16, 562	H19 賃金 センサス

(注) 「平均給料月額,平均給与月額及び平均年齢」とは,職種ごとの職員に係る給料月額の総額,給 与月額の総額及び年齢の総和をそれぞれ当該職員数で除して得た額及び年齢であり,必ずしも, 平均年齢に該当する職員が受ける給料月額又は給与月額の平均が平均給料月額又は平均給与月 額と一致するものではない。

(4) ラスパイレス指数の推移(一般行政職)

江田島市の平成20年のラスパイレス指数は、広島県内14市中13位です。

区 分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
江田島市	_	94. 3	94. 3	93. 6	94.8
県内市平均	98. 1	97. 6	97. 5	97. 2	97. 9
県内市町平均	97. 3	97. 3	96. 3	96. 0	96. 6

- (注1) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100として、江田島市職員の給与水準を比較した数字。平成18年以降の数値には、広島市を含まない。
- (注2) 平成20年度のラスパイレス指数は試算値であり、数値は変動する可能性があります。

(5)職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

		江田	島市	国			
区	分	決定初任給	採用2年経過日 給 料 額	初 任 給	採用2年経過日 給 料 額		
	1 " 1	円	円	円	円		
一般行政職	大学卒	161, 600	177, 300	172, 200	184, 200		
一		円	円	円	円		
	高校卒	140, 100	148, 500	140, 100	148, 500		
++ 45 PM		円	円	円	円		
技能職	高校卒	140, 100	148, 500	137, 200	145, 500		

(6) 職員の年齢別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区	分	年齢30歳	年齢40歳	年齢50歳	年齢59歳
一般行政職	大学卒	円 220,600	円 320, 500	円 399, 700	円 444, 800
一	高校卒	円 233, 200	円 308, 900	円 405, 100	円 431, 100
技 能 職 高校卒			286, 400 円(円	Z均給料月額)	

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成20年4月1日現在)

区	分	1級	2級	3 級	4級	5 級	6級	7級	計
標準的	職務内容	主事	主 事	主 任主事	係 長	主任主査	課長	部 長	
職	員 数	人 6	人 19	人 98	人 27	人 37	人 45	人 10	人 242
構	成 比	% 2. 5	% 7. 9	% 40. 5	% 11. 1	% 15. 3	% 18. 6	% 4. 1	100
参	1年前の 構成比	% 2. 3	% 9. 1	% 34. 1	% 13. 6	% 15. 5	% 21. 6	3.8	100
考	2年前の 構成比	% 1.8	% 12. 8	% 28. 9	% 13. 2	% 18. 3	% 21. 3	% 3. 7	100

- (注) 1 平成20年度給与実態調査における一般行政職の級別職員数。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務。

(8) 昇給への勤務成績の反映

2-1-7 2 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 -	
反映させる。	

(9)職員手当の状況(平成20年4月1日現在)

区分	江	田島市		国				
	(19年度支給割合)		(19 年度支給割合)				
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当		
	6月期	1.40月分 (0.75)月分	0.725月分 (0.35)月分	6月期	1.40月分 (0.75)月分	0.725月分 (0.35)月分		
期末手当	12 月期	1.60月分 (0.85)月分	0.775月分 (0.40)月分	12 月期	1.60月分 (0.85)月分	0.775月分 (0.40)月分		
勤勉手当	計	3.00月分 (1.60)月分	1.50月分 (0.75)月分	計	3.00月分(1.60)月分	1.50月分(0.75)月分		
	職制上の段階,職 役職加算 :	務の級等による 5∼12%	加算措置	職制上の段階,職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%				
	(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年		
	勤続 20 年	23.50月分	30.55月分	勤続 20 年	23.50月分	30.55月分		
	勤続 25 年	33.50月分	41.34月分	勤続 25 年	33.50月分	41.34月分		
	勤続 35 年	47.50月分	59.28月分	勤続 35 年	47.50月分	59.28月分		
退職手当	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分		
	定年前早 退職特例 置(2~20 加算)			その他の加算措置		定年前早期 退職特例措 置(2~20% 加算)		

⁽注) 期末勤勉手当の() 内は,再任用職員に係る支給割合。

	支 給	対 象	地域	広島市	_
(地域手当)	支	給	率	3. 3	%
20年4月	支 給	対象職員	員 数	人 7	人
1日現在 人	国の制	削度 (支糸	3 率)	% 7. 0	%
		職員1人当た 9年度決算)		99,	円 677

(注) 地域手当:県などへの派遣職員に支給

		区	分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合			17.2 %
特殊勤務	支給職員	1人当	たり平均支給年額	72,436 円
手 当	手 当 の) 種類	(手当数)	1.1 種類
(19年度)	,		支給額の多い手当	浄化センターに勤務する職員の特殊勤務手当 月額 13,000円
	代表的な手当	手当の名称 多くの職員に支給 されている手当		死亡獣畜等の処理作業に従事する職員の特殊 勤務手当 1体 500円
			額(普通会計決算額)	68,511 千円
時間外	19年度	職員1人当たり支給年額		220 千円
勤務手当	18 年 度	支給総額(普通会計決算額)		68,297 千円
	10 十 及	職員1人当たり支給年額		190 千円

(平成20年4月1日現在)

区分	内容	国の制度との異同	備考
扶養手当	配偶者 13,000 円 扶養親族 配偶者:有 配偶者:無 1人目 6,500 円 1人目 11,000 円 2人目以降 6,500 円 2人目以降 6,500 円	同じ	
住居手当	借家 27,000 円以内 (家賃によって支給額が異なる) 持家 2,500 円 (新築・購入して5年間)	同じ	
通勤手当	交通機関利用者 55,000 円以内 自家用車を利用する者 片道 2 km~5 km 未満 2,000 円 5 km~10km 未満 4,100 円 片道 10km~15km 未満 6,500 円 15km~20km 未満 8,900 円 片道 20km~25km 未満 11,300 円 25km~30km 未満 13,700 円 片道 30km~35km 未満 16,100 円 35km~40km 未満 18,500 円	同じ	

(10) 特別職の報酬等の状況 (平成20年4月1日現在)

	区 分	彩	計 月 額 等	
給 料	市 長 副市長 教育長	589,	0 0 0 (758,000) 円 0 0 0 (620,000) 円 8 0 0 (585,000) 円	
報酬	議 長 副議長 議 員	277,	3 0 0 (339,000) 円 2 0 0 (298,000) 円 5 0 0 (270,000) 円	
期末手当	市 長 副市長 教育長 議 長 副議長	(19年度支給割合) 6月期 12月期 計 (19年度支給割合) 6月期 12月期	1. 6 0 1. 8 0 3. 4 0 1. 6 0 1. 8 0	月分
	議員	計	3.40	月分
退職手当	市 長 副市長 教育長	(算定方式) 月額報酬×年数×5.0 月額報酬×年数×3.0 月額報酬×年数×2.5	7, 440, 000 円	(支給時期) 任期ごと 任期ごと 任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額。
 - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づいて、 1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額。

3 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	
19 年度	千円 863,072	千円 16,548	千円 215, 299	24. 9	
18 年度	千円 861,097	千円 11,243	千円 210, 169	% 24. 4	

イ 予算

区分	職員数		給	与 費		1人当たり
区分	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 (B/A)
20 年度	25 人	千円 111,536	千円 20,091	千円 47, 403	千円 179, 030	千円 7,161
19 年度	25 人	千円 108, 161	千円 19,349	千円 45,156	千円 172,666	千円 6,907

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 給与費は当初予算に計上された額。

② 職員の平均給料月額,平均給与月額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
江田島市 (一般行政職)	円	円	歳
	336, 100	384, 081	44.1
水 道 事 業	円	円	歳
	368, 808	426, 406	48.4

(注) 「平均給料月額,平均給与月額及び平均年齢」とは,職員に係る給料月額の総額,給与月額の総額及び年齢の総和を職員数で除して得た額及び年齢であり,必ずしも,平均年齢に該当する職員が受ける給料月額又は給与月額の平均が平均給料月額又は平均給与月額と一致するものではない。

③ 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区分	決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
	円	円
大 学 卒	161, 600	177, 300
	円	円
高校卒	140, 100	148, 500

④ 級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区	分	1級	2級	3 級	4級	5 級	6級	7級	計
標準的	職務内容	主事	主事	主 任主事	係 長	主任主査	課長	局 長	
職	員 数	0	0	人 9	人 2	人 4	人 9	1	人 25
構	成 比	0.0	0.0	% 36. 0	8. 0	% 16. 0	% 36. 0	4. 0	% 100
参	1年前の 構成比	0.0	0.0	% 34. 7	% 7. 7	% 15. 3	% 38. 5	3.8	100
参考	2年前の 構成比	0.0	% 11. 1	% 26. 0	% 11. 1	% 14. 8	% 33. 3	% 3. 7	100

- (注) 1 江田島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務。

⑤職員手当の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	江	田島市		国				
	(19年度支給割合)		(19 年度支給割台	(19 年度支給割合)			
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当		
	6月期	1.40月分 (0.75)月分	0.725月分 (0.35)月分	6月期	1.40月分 (0.75) 月分	0.725月分 (0.35)月分		
期末手当	12月期	1.60月分 (0.85)月分	0.775月分 (0.40)月分	12 月期	1.60月分 (0.85)月分	0.775月分 (0.40)月分		
勤勉手当	計	3.00月分(1.60)月分	1.50月分 (0.75)月分	計	3.00月分(1.60)月分	1.50月分 (0.75)月分		
		務の級等による 5∼12%	加算措置	職制上の段階,職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%				
	(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年		
	勤続 20 年	23.50月分	30.55月分	勤続 20 年	23.50月分	30.55月分		
	勤続 25 年	33.50月分	41.34月分	勤続 25 年	33.50月分	41.34月分		
	勤続 35 年	47.50月分	59.28月分	勤続 35 年	47.50月分	59.28月分		
退職手当	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分		
	その他の加算措置		定年前早期 退職特例措 置 (2~20% 加算)	その他の加算措置		定年前早期 退職特例措 置(2~20% 加算)		

(注) 期末勤勉手当の()内は、再任用職員に係る支給割合。

		区	分			水 道 事 業
	職員全体に	占める	手当支給	職員の割	割合	2 7 %
特殊勤務	支給職員1	人当	たり平均		三額	28,250 円
手 当	手 当 の	種 類	(手	当 数)	2 種類
(19 年度)		滞納整理		!	水道料金滞納整理及び停水業務に従事する職員の特殊勤務手当 従事した日1日につき 500円	
	手当の名称		塩素取替		ŧ	塩素取替作業に従事する職員の特殊勤務手当 取替作業1回につき 500円
	10 5 5	支	給	総	額	2,487 千円
時 間 外	19 年 度	職員	員1人当7	たり支給	年額	166 千円
勤務手当	10 K E	支	給	総	額	4,375 千円
	18 年 度	職員	員1人当7	たり支給	年額	257 千円

(平成20年4月1日現在)

区分	内容	国の制度との異同	備考
扶養手当	配偶者 13,000 円 扶養親族 配偶者:有 配偶者:無 1人目 6,500 円 1人目 11,000 円 2人目以降 6,500 円 2人目以降 6,500 円	同じ	
住居手当	借家 27,000 円以内 (家賃によって支給額が異なる) 持家 2,500 円 (新築・購入して5年間)	同じ	
通勤手当	交通機関利用者 55,000 円以内 自家用車を利用する者 片道 2 km~5 km 未満 2,000 円 5 km~10km 未満 4,100 円 片道 10km~15km 未満 6,500 円 15km~20km 未満 8,900 円 片道 20km~25km 未満 11,300 円 25km~30km 未満 13,700 円 片道 30km~35km 未満 16,100 円 35km~40km 未満 18,500 円	同じ	

(2) 交通船事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)
19 年度	千円	千円	千円	%
	757,065	△62, 268	209, 332	27. 7
18 年度	千円	千円	千円	%
	748, 530	△142, 477	217,610	29. 1

イ 予算

区分	職員数		給	与 費		1 人当たり 給与費
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	和子頁 (B/A)
20 年度	23 人	千円 78, 287	千円 53, 755	千円 35, 803	千円 167, 845	千円 7, 298
19 年度	23 人	千円 82,645	千円 54, 856	千円 36, 828	千円 174, 329	千円 7,580

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 給与費は当初予算に計上された額。

② 職員の平均給料月額,平均給与月額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
— 般 職	円	円	歳
	336, 100	384, 081	44.1
船 舶 職	円	円	歳
	277, 023	469, 934	42.5

(注) 「平均給料月額,平均給与月額及び平均年齢」とは,職員に係る給料月額の総額,給与月額の総額及び年齢の総和を職員数で除して得た額及び年齢であり,必ずしも,平均年齢に該当する職員が受ける給料月額又は給与月額の平均が平均給料月額又は平均給与月額と一致するものではない。

③ 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

	区 分		決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
- ;	般職	高校卒	円 140, 100	円 148, 500
	船機長	高校卒	円 281, 650	円 290, 450
船舶職	役付	高校卒	円 224, 090	円 230, 650
	員 級	高校卒	円 167, 530	円 174, 090

④ 船舶職の役職別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

	区 分	員 級	役 付	船機長	計
標	票準的職務內容 船內作業 事務職		船内作業 事務職	船 長 機関長	
職	員 数	0	10	10	20
構	成 比	0.0	% 50. 0	% 50. 0	100
参	1年前の構成比	5. 0	% 45. 0	50. 0	100
考	5年前の構成比	5. 0	40. 0	% 55. 0	100

⑤ 職員手当の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	_	般 職		船 舶 職			
	(19年度支給割合)		(19 年度支給割台	<u>;</u>)		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
期末手当	6月期	1.40月分 (0.75)月分	0.725月分 (0.35)月分	6月期	2.30月分		
	12月期	1.60月分 (0.85)月分	0.775月分 (0.40)月分	12 月期	2.35月分		
勤勉手当	計	3.00月分(1.60)月分	1.50月分 (0.75)月分	計	4.65月分		
		務の級等による 5~12%	加算措置	職制上の段階,職務の級等による加算措置 無			
	(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年	
	勤続 20 年	23.50月分	30.55月分	勤続 20 年	23.50月分	30.55月分	
	勤続 25 年	33.50月分	41.34月分	勤続 25 年	33.50月分	41.34月分	
退職手当	勤続 35 年	47.50月分	59.28月分	勤続 35 年	47.50月分	59.28月分	
赵枫子ョ	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分	
	その他の 加算措置		定年前早期 退職特例措 置(2~20% 加算)	その他の 加算措置		定年前早期 退職特例措 置(2~20% 加算)	

⁽注) 期末勤勉手当の()内は,再任用職員に係る支給割合。

		区		}		交 通 ៖	船 事 業		
	職員全体	に占める	手当支絲	除員の	割合			8 7	7 %
特殊勤務	支給職員	1人当	たり平均	均支給	年額		8 1 9, 8	3 5 () 円
手 当	手当の種類(手当数)					1 3	3 種類		
(19 年度)	代表的な手当の名称・		支給	額の多い	ハ手当	乗船手当	本系	合の:	10%
				の職員に		フェリー手当(日額) 高速艇手当(日額)			50円
	19 年 度	支	給	総	額		26,4	17	1 千円
時間外	,		1人当た	こり 支給	年額		1,8	3 2 4	4 千円
勤務手当	10 左 库	支	給	総	額		23, 0	8 ′	7 千円
	18 年 度	職員	1人当た	こり支給	年額		1, 1	5 4	4 千円

(平成20年4月1日現在)

	一 般 職	船舶職
扶養手当	配偶者 13,000 円 扶養親族 配偶者:有 配偶者:無 1人目 6,500 円 1人目 11,000 円 2人目以降 6,500 円 2人目以降 6,500 円	配偶者 3,000円 その他 1,400円
住居手当	借家 27,000 円以内 (家賃によって支給額が異なる) 持家 2,500 円 (新築・購入して5年間)	無
通勤手当	交通機関利用者 55,000 円以内 自家用車を利用する者 片道 2 km~5 km 未満 2,000 円 5 km~10km 未満 4,100 円 片道 10km~15km 未満 6,500 円 15km~20km 未満 8,900 円 片道 20km~25km 未満 11,300 円 25km~30km 未満 13,700 円 片道 30km~35km 未満 16,100 円 35km~40km 未満 18,500 円	無

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間(一般職の標準的なものを記入)

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

1週間の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備 考 (時差通勤等を実施している場合 は,その内容を簡潔に記入する)
時間			分	
40	8:30	17:30	60	

(2) 年次有給休暇の取得状況 (19年1月1日~19年12月31日)

総付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	取得率
A	B	C	B/C 日	B/A %
9, 640	2, 678	241	11. 1	

(注) 「対象職員数」は、非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員 数で、通年在職した職員(育児休業者などを除く)の数。

(3)時間外勤務及び休日勤務等の状況(19年4月1日~20年3月31日)

時間外・休日勤務総時間数	対象職員数	職員一人当たりの時間外・休日勤務
A	B	月平均時間数 A/B
36, 293	361	13. 1

- (注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数。
 - 2 「対象職員数」は、管理職、企業職員を除く全職員数。

(4) 特別休暇等の状況 (平成20年4月1日現在)

休暇の種類		付与日数 ・期間等	有給・無給 の別	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容
	職員が選挙権その他公民と しての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給	同	
	職員が証人等として官公署 等へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給	同	
	諸官庁の事務の全部又は一 部の停止の場合	必要と認められる期間	有給	異	国は制度無
	職員が骨髄移植のための骨 髄液の提供者となる場合	必要と認められる期間	有給	同	
特別休暇	職員が次の災害,福祉に関するボランティア活動を行う場合 ア 被災地等における被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設,特別養護老人ホーム等における活動 ウ ア,イ以外の障害者等の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲 内の期間	有給	同	
	職員が結婚する場合	市長が定める期間内における連続する5日の範囲内の 期間	有給	同	
	女子職員が6週間以内に出 産する場合	出産の日までの申し出た期 間	有給	同	
	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間 を経過する日までの期間	有給	同	

		妊娠満 23 週までは4週間に 1回, 妊娠満 24 週~満 35 週			
	妊娠中又は出産後1年以内 に保健指導,健康診査を受け る場合	までは2週間に1回,妊娠満36週から出産までは1週間に1回,産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合は指示された回数)とし、その都度必要と認められる時間	有給	異	国は制度無
	妊娠中の女子職員の通勤緩 和の場合	正規の勤務時間の始め又は 終わりにおいて、1日につき 1時間を越えない範囲内で 必要と認められる時間	有給	異	国は制度無
	女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間	有給	異	国は制度無
	職員が生後1年に達しない 子を育てる場合	1日2回それぞれ30分以 内の期間	有給	同	
	職員の妻が出産する場合	市長が定める期間内における2日の範囲内の期間	有給	同	
	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間前から出産の日後8週間を経過するまでの期間に、小学校就学前の子を養育する場合	当該期間内における5日の 範囲内の期間	有給	冏	
	職員の養育する小学校就学 前の子の看護をする場合	一の年において5日の範囲 内の期間	有給	同	
	職員の親族が死亡した場合	親族の種類に応じた日数の 範囲内の期間	有給	同	
	父母を追悼する場合	1日の範囲内の期間	有給	同	
	夏季における健康の維持及 び増進等の場合	一の年の7月から9月までの 期間内における原則として 連続する3日の範囲内の期 間	有給	冏	
	現住居の滅失,損壊の場合	7日の範囲内の期間	有給	同	
	災害, 交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間	有給	同	
	災害時において退勤途上の 危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給	印	
	研修を受ける場合	必要と認められる期間	有給		
	厚生に関する計画の実施に 参加する場合	必要と認められる期間	有給		
職 務 専	必要と認められる団体の役員又は職員の地位を兼ね,その事務に従事する場合	必要と認められる期間	有給		
念義	学校等からの委嘱を受けて, 講義等を行う場合	必要と認められる期間	有給		
務免	職務に関係のある試験又は 選考を受ける場合	必要と認められる期間	有給		
除	夏期休暇の場合	一の年の7月から9月まで の期間内における2日の範 囲内の期間	有給		
	健康診査及び人間ドックを 受ける場合	必要と認められる期間	有給		

(注) 「特別休暇等」とは、特別休暇及び職務専念義務免除で制度化されているもの。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(19年4月1日~20年3月31日)

(単位:人)

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号					
心身の故障の場合	地公法第28条 第1項第2号 第2項第1号			1		
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号					
職制,定数の改廃,予算の減少により廃職,過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号					
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号					
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2項					
計				1		

(2) 懲戒処分者数 (19年4月1日~20年3月31日) (単位:人)

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第 29 条 第 1 項第 1 号						
職務上の義務に違反し又は職 務を怠った場合	地公法第 29 条 第 1 項第 2 号	2	1			3	1
全体の奉仕者たるにふさわし くない非行のあった場合	地公法第 29 条 第 1 項第 3 号						
計		2	1			3	1

⁽注) 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、厳重注意などの実質的な制裁を伴わな い矯正措置をいう。

6 職員の服務の状況

(1)公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下「派遣法」という。) に基づく派遣の状況

(平成20年4月1日現在)

		T	1			
	派遣形態	 	派遣職員数(人)			
	根拠		役員	職員	合計	
	民法法人 派遣法第2条第1号	(財)広島県建設技術センター		1	1	
職	一般地方独立行政法人 派遣法第2条第2号					
員派	特別の法律で設立された法人 派遣法第2条第3号					
遣	地方自治法に基づく連合組織	市長会				
	派遣法第2条第4号	議長会				
	小 計					
退職	特定法人 派遣法第 10 条					
派遣	小 計	_				
	合 計			1	1	

(2) 営利企業等の従事許可の状況(地方公務員法第38条関係)

(19年4月1日~20年3月31日)

区分	人(件)	備考
許可人数 (または許可件数)	3 (4)	

(注) 営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、 自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいう。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)職員の研修の状況

① 研修に関する基本方針の策定(地方公務員法第39条第2項)

策定の有無	策定時期 (予定)
無	平成20年度

② 研修の実施状況(19年4月1日~20年3月31日) 延べ人数

機関別研修	本 年 度 参加者数	前 年 度 参加者数	備考
ひろしま自治人材開発機構	80人	57人	
広島市の研修に参加	7人	10人	
独自研修	469人	711人	市独自の研修
計	556人	778人	

(2) 職員の勤務成績の評定の状況(地方公務員法第40条)

(19年4月1日~20年3月31日)

① 勤務評定の実施状況

実施の有無	導入(予定)時期
無	未定

② 勤務評定の活用分野

活用	活	用	未活用	
	昇任・昇格			
任用管理	配置転換			
	降任・免職			
人材育成				
	特別昇給			
給与上の処遇	普通昇給			
	勤勉手当			

(3)	実施し	てい	3	勤務評定⊄	つ概要
(0)	75 JUN C	/ C V	· 0.	+11177 0 1 AL V	2 1141 SZ

 人事評価制度についての検討を進め,	今後数年以内に導入する。
 	-

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)職員の健康診断等の状況(19年度実績)

区 分	受診者数	内 容 等		
定期健康診断	93人	市が実施する定期健診		
短期人間ドック 439人		医療機関が実施する健診(広島県市町村職員共済組合,広島県 市町村職員互助会から費用の一部を助成)		

(2) 公務災害の発生状況 (19年度実績)

区分	公務災害	通勤災害
平成19年度	件 5	件 O

9 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	19. 3. 31 現在 継続件数 A	19.4.1~20.3.31 の 措置要求の件数 B	19.4.1~20.3.31 の 終結件数 C	20.3.31 現在 継続件数 (A+B-C)
給 与				
旅費				
勤務時間		該当7	なし	
休 暇				
執務環境				
厚生福利		ν		
転 任				
任 用				
その他				
合 計				

10 不利益処分に関する不服申立ての状況

×	5 分	19. 3. 31 現在 継続件数 A	19.4.1~20.3.31の 不服申立ての件数 B	19.4.1~20.3.31 の 終結件数 C	20.3.31 現在 継続件数 (A+B-C)
	降給				
分限処分	降任				
	休職				
	免職		該当為	il l	
懲戒	戒告				
	減給				
処 分	停職				
	免職				
転	. 任				
7	の他				
合	`計				